

2025 東北 6 6 0 ターボ GP

大会規則書

第1条 大会名称

2025 東北 660 ターボ GP

第2条 主催者の名称

主催者 東北 660 選手権 大会事務局

第3条 開催場所

エビスサーキット 東コース・西コース

福島県二本松市沢松倉 1

スポーツランドSUGO

宮城県柴田郡村田町菅生6-1

第4条 開催日

第 1 戦 3 月 30 日（日） エビスサーキット東コース

第 2 戦 11 月 23 日（日） エビスサーキット西コース

第 3 戦 12 月 7 日（日） スポーツランド SUGO

第5条 参加申し込み

1. 受付期間

第 1 戦 2 月 21 日（金）～ 3 月 7 日（金）

第 2 戦 10 月 27 日（月）～ 11 月 7 日（金）

第 3 戦 11 月 10 日（月）～ 11 月 21 日（金）

2. 参加料（共済金・計測費・消費税含む）

SUGO：会員価格：21,000円（SSCM会員）

一般価格：24,000

エビスサーキット：18,000円

3. 申し込み方法

参加申込書および車両申告書に必要事項を記入して事務局へFAXまたはメールで送付し、参加費は銀行振込にて支払う。競技当日は参加申込書と車両申告書の原本を必ず持参すること。書類と参加費の双方が揃った時点で正式受理とする。なおエントリー状況は公式ウェブサイトで知らせるものとし、参加受理書などの送付は行わない。入場の際はゲートでゼッケン番号を申告する。その際ドライバーの他に1名の入場が無料となる。また参加申込に際して納入した参加料は、いかなる理由があっても一切返却しない。イベントが天候などのやむを得ない理由により中止されたとき、参加料は振込手数料を除いてチーム代表者の口座に返金される。申込および問い合わせ先は下記のとおり。

エビスサーキット開催分

〒989-2431 宮城県岩沼市相の原 1-4-15

東北 660 選手権 大会事務局

杜の都信用金庫 卸町支店 普通 3069870 佐藤圭(サトウ ケイ)

FAX: **050-3174-1891** e-mail: info@mavericks.jp

スポーツランドSUGO 開催分

参加申込書および車両申告書に必要事項を記入して事務局へ郵送し、参加費は現金書留または郵便振替にて支払う。郵便振替の場合は払込請求書兼受領証のコピーを同封にて申込用紙を郵送。書類と参加費の双方が揃った時点で正式受理とする。

・スポーツランドSUGO 開催分の申込先

〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

スポーツランドSUGO内 東北660選手権事務局

◆郵便振替指定口座：口座番号 02280-3-455

加入者名：SUGOスポーツクラブ

※ 郵便振替記入用紙通信欄には必ず「参加イベント名・開催日・参加クラス」を記入すること。

第6条 イベント内容

募集台数： 合計 40 台 練習走行 20～30 分／公式予選 20～30 分

決勝レース 8 周

第7条 ドライバー・チームの参加資格

普通自動車運転免許を所持し、心身ともに健康であること。またスポーツマンシップを尊重し、ルールおよびマナーを遵守する意思のあるドライバー。

第8条 参加車両

1. カテゴリー

カテゴリーは 660cc 以下の軽自動車で、下記の 4 クラスに分けられる。

- 1 クラス：100ps 以上のタービン交換車両、MT /AT/CVT/AGS を問わず
- 2 クラス：100ps 以下のタービン交換車車両、MT /AT/CVT/AGS を問わず
- 3 クラス：純正タービン車両、MT のみ
- 4 クラス：AT／CVT／AGS、ノーマルタービン車両

※全クラスを通して同型式車両が 5 台以上いる場合はクラスごとに表彰する。

※明らかにストレート速度や加速が同クラスの車両を上まわり、タイムも上のクラス同等との車両は主催者の判断によりクラスを変更する可能性がある。

※全クラスとも旧規格／新規格の区別は設けない。

※タイヤは全クラスともラジアル限定とする。

※ラジアルタイヤはハイグリップ、セカンドグレードの区別は設けない。

※主催者が車検において危険とみなした車両は、出走を認めない場合がある。

※参加台数や車両の仕様により新たにクラスを設定する可能性がある。

2. 車両規則

1) 総合仕様

参加車両はクラスの別に関係なく下記の項目を満たすものとする。

すべてのナンバー付き車両は音量や排ガスなどが保安基準を満たしていること。ただしレース中における車高はその限りではない。

【エンジン】

- (1) 当該コースにおいてブローバイガス還元装置のホースを吸気系より取り外す場合は排気量と同容量以上のオイルキャッチタンクを取り付け、オイルがコース上に飛散しないよう対策すること。
- (2) バッテリーターミナルは両方にテーピングを施すこと。
- (3) NOS やナイトロなどの噴射装置の装着をしてはならない。
- (4) レベルゲージはスプリング等で抜け止めをすること。又、フィラーキャップ、ラジエターキャップ等のキャップ類は緩まないよう対策すること。尚、対策の際、可燃素材を使用しないこと。
- (5) いかなる車両も排気量は 660cc を超えてはならない。
- (6) 全クラスブースト UP 及びサブコン&フルコン・スピードリミッター取り付けや書き換えも可能とする。

【室内】

- (1) シートベルトは 4 点式以上を義務付けとする。
ベルト基部は車体に確実に固定すること。尚、車体以外の座席やその支持体（シートレール等）に固定することは禁止とする。
- (2) ヘッドライトには、ビニールテープを使用し飛散防止用にテーピングをすること。又、灯火類は正常に作動すること。

【ボディ系】

(1) ロールケージ

全クラスとも 6 点以上（オープンモデル車は 4 点式以上）のロールケージの装着を必須とする。なおピラー止め用のブラケットなどを除き、溶接のみでの取り付けは認められない。ロールバーパッドは乗車定員などに合わせ、通常的車検をクリアするように装着すること。安全性向上のためサイドバーの装着も推奨する。ロールケージの材質はスチールやクロモリなど、十分な強度が確保できるものに限定する。またロールケージと車体に著しい隙間があってはならない。パイプはピラーなど車体の内装に密着していること。ロールケージの頂点は着座したドライバーのヘルメットより高いこと。

- (2) ロールゲージの設定がない車両や取り付けが困難な車種は事前に大会

事務局へ問い合わせすること。

- (3) 上記の規定はスポーツランド SUGO において適用する。エビスサーキットは従来どおり強く推奨するとともに、6 点式以上のロールケージ装着車はシリーズポイントに参加ごとに 5 ポイントずつ追加する。
- (4)
- (5) タイヤとボディはインナーフェンダーも含めて、どんな場合でも接触しないこと。タイヤがボディからはみ出る場合、オーバーフェンダーを装着すること。ただしナンバー付き車両は純正のボディ幅を著しく超えないこと。
- (6) 車両前後に常時使用可能な牽引フックを装着すること。装着していない車両の出走を認めない。
- (7) スポイラー類の装着可。但しスポイラー類を装着し、当初から取り付けられている牽引フックの使用が困難な場合は、牽引フックを追加すること。
- (8) ドライバーズシートの変更可。(フルバケットタイプを含む) ドライバーズシート以外のシートの取り外し可。
- (9) 安全上、支障のない部品の取り外しは認められるが、衝突時に強度が低下する様な軽量化は認められない。
- (10) G T ウィング装着可。但し、翼端がボディ幅よりはみ出してはならない。
- (11) ナンバー付き車両は音量および排ガスが保安基準の値をクリアしていること。ナンバーなし車両に限りキャタライザーの取り外しは認められるが、音量および排ガスが保安基準の値をクリアしていない場合、サーキットまでの移動は必ず積載車を使用すること。違反があった場合はペナルティの対象となる。

【タイヤ・ホイール系】

全クラスラジアルタイヤとする。ホイール変更可。但しセンターロックは禁止とする。ホイールスペーサーの使用は原則として禁止するが、スタッドボルトを延長している場合はこの限りではない。尚、タイヤはフェンダーからはみ出さないこと。

【サスペンション、ブレーキ、駆動系】

変更、補強等は認められるが強度が低下するような改造はみとめられない。

【燃料系】

燃料タンクは純正のみとし、膨張加工等は不可とする。

【ゼッケン】

ゼッケンは1シーズンを通した固定制とする。番号は0を除く1～3桁の数字から選び、シーズン前は事務局が指定した期間、もしくはシーズン最初の参加申込時に第1～第3希望までを記入し、先着順で大会事務局により決定する。

ゼッケンは大会事務局が3,000円で製作する。そのシーズンに初参戦の際は参加料金にゼッケン製作料の3,000円を足して入金すること。ゼッケンはラミネート処理した状態でレース日に配布し、その後の管理は参加者が各自で行なうものとする。当該シーズンの終了後に事務局へ返還する必要はない。

ゼッケンは左右ドアに貼り付けを義務づけ、ボンネット上面／ルーフ中央／リヤの3カ所への貼り付けも推奨する。ゼッケン番号の判読が困難なときは修正を命じられることがあり、従わない場合はタイム測定を拒否されることがある。

ステッカーなどと組み合わせることは認められるが、定められたサイズのベースにはゼッケン番号しか記載してはならず、また番号を判読する障害になる貼り方は認められない。

ゼッケンは1年ごとにデザインやスポンサーロゴが改められる。必ず当該年のゼッケンデータを使用し、古いゼッケンを使用しての参加は認められない。ゼッケンを持参しない場合は当日に3,000円を支払い、後日に製作し参加者へ送付する。その際の送料は参加者の負担とする。

【ドライバーの装備】

ヘルメット（JIS規格C種以上のフルフェイスが望ましい）・レーシンググローブ・難燃性のレーシングスーツを着用すること（FIA規格は不問）、HANSの使用も強く推奨する。

2) 車両の細則

市販車及びそれがベースで総合仕様に適合していることを条件に下記の改造が許される。

【エンジン系】

排気系の変更は可とするが、燃料給油口と反対の位置に排気の出口を設けること。その他の改造は自由。

【電装系】

全ての変更は可とするがバッテリーの位置変更については、バッテリーの重量に耐えうる台、またはホルダーを使用して確実に固定すること。尚、車室内に移動する場合は、ドライバッテリーを除き金属板で隔壁すること。なお車室とは乗車する空間でエンジンルーム、燃料タンク、駆動系から完

全に隔離されている空間のこと。

【燃料系】

燃料ポンプ、フィルター、プレッシャーレギュレーター、コレクタータンクの変更及び、追加は可とするが取り付けは隔離されていることを条件とする。コレクタータンクの容量は2 L以下とする。

【ボディ系】

フロントガラスを変更する場合は、新車時に装着されているものと同じ合せガラスに限り認められる。すべてのガラス類はすべて純正または同等の素材で、アクリルなどの軽量部品は使用できない。ドアは純正としサイドドアビームの取り外しなどは認めない。純正サイドドアビームと同等以上の強度を持つサイドバーを装着する場合にのみ、取り外しが認められる。ボディの補強可。ダクトの変更、追加可。エンジンフードの変更可。

安全上、支障の無い部品の取り外しは認められるが衝突時に強度が低下するような軽量化は認められない。

ガラス及び、ルーフの取り外し（切り取り）は、原則として認められないがオープンカーでルーフが取り外し式になっているものについてはこの限りではない。

ダクトを取り付ける為にヘッドライトを取り外した場合はヘッドライトと同程度の光量を確保できる補助灯を取り付ける事。

市販時のモノコックの変更は原則として認められないがオーバーフェンダー取り付けに伴う最小限の改造は認める。

第9条 参加受付、車両検査、ミーティング

1. 参加受付

参加者はタイムスケジュールに示された時間に下記のものを提示の上、参加確認を受けなければならない。

●参加申込書および車両申告書の原本 ●運転免許証（登録ドライバー）
※万一の事を考えて健康保健証を持参すること。

2. 車両検査

参加車はタイムスケジュールに示された時間に車両検査を受け、合格しなければならない。

尚、主催者は必要に応じ随時車検を行う事が出来るものとする。

注）大会に出場する車両の変更は、参加受付時までには大会事務局に申し出

た場合のみ許可される。

車両検査は出走可能な状態及びゼッケン・トランスポンダーを取り付けた状態でうけること。

3. ドライバーズミーティング

ドライバーは定められた時間にミーティングに出席しなければならない。

第 10 条 予選・決勝

1. 参加者は予選に出走し、ラップタイムの計時を受けること。
2. 何らかの理由により計時を受けることが出来なかった場合、予選結果発表後、大会事務局まで決勝出走願を提出すれば決勝レースへの出走を認める。出走願を提出したチームが複数の場合のグリッドは大会事務局に提出した順番になる。

第 11 条 スターティンググリッド及びスタート手順

1. グリッド

- 1) グリッドは進行方向右側から予戦中に達成されたベストタイム順の 2 列とする。1 台または数台の車両が同一タイムを達成した場合は、先に達成した車両が優先する。
- 2) スターティンググリッドに着くことが出来なかった車両が出た場合で、グリッド表が発表される以前の場合のみグリッドはつめるものとする。
- 3) スタートだけに限らず、押しがけは行ってはならない。
- 4) スタート方法はレッドシグナル滅灯によるスタンディングスタートとする。
- 5) スタートの際、ピット出口は閉鎖される。この時ピットに残っている車両は正式スタート後、全車がピット出口を通過するまでスタートは許可されない。

2. スタート手順

- 1) スタート進行はスタートまで 5 分前、3 分前、1 分前、30 秒前のボードが警告音とともに表示される。
- 2) 5 分前ボードが提示された後の車両のグリッドへの進入は禁止される。グリッド位置につけることができなかった車両は、ピットからスタートするものとする。

尚、メカニック以外の者はグリッド上から退去すること。

- 3) 3分前ボードが提示された後、ドライバー及びオフィシャルを除き全員グリッド及びサインガードから退去すること。

サインガードは正式スタート後、全車が第1コーナーを通過するまで立入禁止。

- 4) 1分前ボードが提示された後、ドライバーはエンジンを始動させること。
(電子制御カット操作が必要な車種はエンジンをかけたまま待機することが認められる)
- 5) 30秒前ボードが提示された後、グリーンフラッグが提示され、セーフティーカー先導によるフォーメーションラップがスタートする。尚、フォーメーションラップは追い越し禁止、一定の速度で各々のポジションを保って1周し、セーフティーカーがルーフ上のイエローフラッシュライトを滅灯したままピットロードに入り、全車両が元のグリッドで停車した後、レッドシグナルが滅灯し正式スタートとなる。
- 6) 何らかの理由によりスタートが不可能と判断した場合は、シグナルタワー上で赤旗を掲示し、スタートを延期する。
前記のような場合、競技車両は低速で1周し、元のグリッドに着くこと。
尚、再スタートはフォーメーション開始3分前から進行する。
- 7) フォーメーションラップスタート時にトラブル等により、スタート(発進)が出来ないドライバーは窓から手を高く上げ、スタートが不可能であることを後続車両に伝えること。
- 8) フォーメーションラップスタートに遅れたり、フォーメーションラップ中のスピンなどで遅れた場合は、元のポジションに戻ることはできない、最後尾からスタートするかピットに入りピットスタートすること。

第12条 セーフティーカー

1. レース中の事故あるいは、天候条件などによっては競技の続行が不可能であるが、赤旗中断をするには至らない状況の時はセーフティーカーを導入し、事故処理あるいは天候が回復するまでセーフティーカーランを行なう場合

がある。

2. セーフティーカーはボディサイドにセーフティーカーと記入してあり、ルーフ上にイエローのフラッシュライトを装備し、これを点灯しながら先頭車両に関係なくコース上に導入され、競技車両は追い越しをせず、1列になってセーフティーカーの後ろに追従しなければならない。

3. セーフティーカーの導入と同時に各ポストにおいて、黄旗の静止と SC と記入されたボードが提示される。

セーフティーカーが通過したポストは黄旗を振動表示し、セーフティーカーが当該ポスト区間を走行していることを知らせる。

4. セーフティーカー導入時にピットストップし、作業することは認められるが、セーフティーカーが最終コーナーを立ち上がってきた時点で、ピットロードエンドの信号がレッドライト点灯になり、コース復帰は認められない。

セーフティーカーに追従する隊列の最後尾がピット出口を通過した時点において、ピットロードエンドにある信号がグリーンライト点灯の後、コースに復帰することが認められるが、レーシングスピードで走行することは認められず、隊列の最後尾に到達するまで低スピードで走行すること。ピットロードエンドの信号はコース上の作業及び再スタート時においてグリーンライト点灯時間が短くなる場合がある。

5. セーフティーカー導入時も競技中の時間として計時される。
6. レース再開の合図はセーフティーカーのルーフ上のイエローフラッシュライトを滅灯してコースを1周した後、ピットロードに入り、先頭車両が最終コーナーを立ち上がりコントロールラインを通過した後、シグナルタワーでグリーンフラッグが振動表示される。尚、競技車両はグリーンフラッグが振動表示されるまでセーフティーカーラン同様のスピードを維持し、スタートラインを通過するまで追い越しは禁止される。

第13条 ペナルティ、オレンジボール

1. 反則スタート、黄旗追い越し等の違反者に対し、黒旗と当該車両のゼッケンがメインポスト下で提示される。この場合、当該車両はピットに入り、オフィシャルの指示に従い、コントロールタワー前のエリアに停止すること。

尚、違反の軽重により、原則として1～10秒間のペナルティストップとなる。

ペナルティストップ終了後はレースに復帰できるが、ペナルティストップ時のピットインを利用しピット作業を行なうことは出来ないが、エンジンをストールさせ、再始動が出来ない場合はバッテリー交換等の最小限の作業は認める。

2. ペナルティの黒旗を5周以上無視して走行を続けた場合は、当該車両の黒旗を解除し、周回数減算等のペナルティに切り替えられる。
3. オレンジボール、黒旗等がメインポスト下において掲示された車両のチームは、同時にピットサイン（ピットインの指示）を必ず出すこと。

第14条 ピット及び、ピット作業

1. ピットは常に清潔に保ち、使用後は必ず清掃すること。
ピットでは、タコ足配線や無理な電線の確保は、火災、不慮の事故などにつながる恐れがあるので、絶対に行わないこと。
2. チームのピットは、必ずピット割り当て表に指定されたピット No. を使用しなければならない。尚、交換を希望する場合は各チームで交渉後、大会事務局に申し出ること。
3. ピットサインを出すためにサインガードに出入りする際は最短距離を横断し、ピットイン・ピットアウト車両に十分注意すること。また、ピット作業エリア及び、サインガードは18歳未満の者は立ち入ることは一切出来ないものとし、当該ピットについてはチーム代表者及び、監督は上記のことを責任をもって管理しなければならない。
4. 決勝レース中の燃料補給は不可とする。

第15条 ピットイン、ピットアウト

1. ピットインする際は、ヘアピン立ち上がりから右端を走行し、方向指示器により合図すること。
2. ピットアウトし、本コースに合流する際は、ピット出口より第1コーナーまでは右端を走行し、方向指示器によりピットアウトし合流する旨合図をすること。尚、第1コーナーの進入に際しては本コースを走行してきた車両を優先すること。
3. ピットロード出口が赤信号の場合はピットアウトすることは認められない。

4. 決勝中（スタートしてからチェッカーフラッグが振られるまで）の作業はピットロード作業エリアでのみ可とする。また、決勝中パドック（ピット内も含む）に乗り入れた場合、またピット内で作業をした場合はリタイアしたものとみなされ、再度コースへ復帰することは認められない。
5. ピットロードはスポーツランド SUGO が 60 km/以下、エビスサーキットは 40 km/以下で安全に配慮しながら走行すること。

第 16 条 走行中の厳守事項

1. コースはいかなる場合でも逆走してはならない。
2. 走行中、ドライバーが故意に他の走行を妨害してはならない。また明らかに重大な事故の発生が予測できる行為を行ってはならない。
3. セーフティネット（市販品で自作は不可）を取り付けていない車両は、運転席側の窓を開けて走行してはならない。

第 17 条 リタイア

1. ピットでのリタイア

レース中、事故あるいは車両の故障などでその後、その走行の権利を放棄（リタイア）する場合、原則としてピットに停止し、その旨をオフィシャルに届けるものとする。

2. コース上でのリタイア

コースにおいて車両が動かなかった為にリタイアする場合は、安全な場所に停止した後、その地点から最も近いポストにいるコースオフィシャルにその旨を届けなければならない。また、レッカー車等の補助（オフィシャルの補助も含む）を受けてのコース復帰は不可とする。

3. 意思表示

オフィシャルに届ける前に、ヘルメットを脱ぐなどの態度でその意思を表明することがドライバーとしての義務であるが、負傷その他の理由で意思の表明が出来ない状況にあっては、オフィシャルの判定に委ねる。一般的に車両を放棄した場合リタイアとみなされる。

第 18 条 レース中断及び再開について

1. レースの続行が不可能と判断される重大な事故もしくは、危険な状態がレース中生じた場合には、全ポスト赤旗が掲示されレースは一時中断される。その場合、ドライバーは安全なスピードを保ちピットロードに戻り、係員の指

示に従うこと。

2. 再スタート時のグリッドは赤旗が掲示される 1 周前のコントロールラインの通過順位により決定される。尚、2 周末満で中断した場合は、元のグリッドでフォーメーションラップからやり直しとなる。
3. 2 周以上で赤旗により中断された場合で、再レースを行う場合のグリッドは赤旗掲示 1 周前の順位により、グリッドが決定される。
4. 2 周以上で赤旗により中断された場合で、レース再開が不可能と判断される時は赤旗提示 1 周前の結果により順位が決定される。
5. ドライバー変更は一切許されない。
6. 赤旗による中断中は、作業中の作業を含み、作業は一切禁止（中断）される。

第 19 条 レース終了

1. レース終了の合図は、トップの車両がコントロールラインを通過する時にコントロールライン前方のメインポストでチェッカーフラッグが表示される。
2. 決勝レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップのドライバーがゴールした後、5 分間が経過した時刻とする。
3. タイムスケジュールに示された決勝レースのスタート時間が遅れた場合でも、レースの終了時間は、タイムスケジュールに示された決勝レースの終了時間を超えることはないものとする。
4. チェッカーフラッグの表示を受けた後の追い越しは禁止される。
5. チェッカーフラッグの表示をされた時点でピット出口は閉鎖される。
6. チェッカーフラッグを受けた全車両はコースを 1 周し、ホームストレートに戻り、オフィシャルの指示に従うこと。正式結果発表まで車両保管となる。

第 20 条 順位の決定の必要条件

1. 順位判定は最終周回を完了したもののみに対して行われる。
2. チェッカーは、本コース上のコントロールライン上のみ受けたこととする。
3. チェッカー旗は、原則として規定の周回数を経過後、トップのドライバーより表示される。
4. 走行周回数が優勝車両の走行周回数の 75%（小数点以下切捨）に達しない車両は順位の認定を受けられない。

第 21 条 参加者の厳守事項

1. すべての参加者は大会中、大会役員の指示に従わなければならない。
2. サーキットは指定された場所を除き禁煙とする。ピットなどでの喫煙があった場合はドライバー、スタッフを問わずペナルティとして罰金 5000 円を徴収する。ドライバーやチーム監督はスタッフおよび応援に来た者へ必ず喫煙場所について注意を徹底すること。
3. 参加者は、主催者や大会役員及び大会参加者の名誉を傷つける様な言動はしてはならない。
4. 万一事故その他障害が発生した場合、主催者が加入する共済会の範囲及び応急処置以外の責任は負えません。各自、各チームで別途障害保険に加入することを推奨します。尚、負傷したドライバーは必ずメディカルセンターで診断を受けること。診断記録がない場合、共済金がおりない場合がある。

第 22 条 賞典

入賞者にはトロフィーが授与される。授与される順位は参加台数による。

【ご参加のみなさまへ】

当レースは東北 660 選手権により盛り上がった、K カーのモータースポーツをさらに広めるべく企画したイベントです。レギュレーションやクラス編成は暫定的なものにしてあり、毎年の時勢やエントリー状況に合わせて変更していきます。特にクラス編成に関しては、エントリー状況や車両の改造レベルを考慮し、フレキシブルに変えていく予定です。また規則の抜け道を使うような行為や過度のチューニングにより、かつての草レースのブームが終わった轍を踏みたくはありません。エンタラントやプロショップのみなさまには勝つことを目的にするのはモチロン、私たちと一緒に当レースを盛り上げていく意識も持っていたいただければ幸いです。車両規定などで不明な点があればお気軽に事務局（メールアドレスは第 5 条；参加申し込みに記載しています）までお問い合わせいただき、くれぐれも独自の解釈をなさらないよう重ねてお願い申し上げます。

※この規則は『東北660シリーズ』に適用されます。他の主催者による同じレギュレーションを用いたイベントに関しては、東北660シリーズの大会事務局および会場となるサーキットとも回答する立場にございません。他イベントに関するご意見やご要望は、それぞれの主催者様へ問い合わせ下さい。

ご質問は東北660選手権大会事務局（info@mavericks.jp）までお気軽に！